

# 「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区」が 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました

出石城下町の中心地域である「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区」(出石伝建地区)が12月4日、文部科学省から正式に「重要伝統的建造物群保存地区」(重要伝建地区)に選定されました。

出石城下町のまちなみの歴史的な価値が国基準で認められたもので、今後は国や県の財政的支援を受けて伝統的建造物の保存修理を進めるなど、歴史的資源を活かして、地域住民の皆さんとともにさらなる愛着と魅力が溢れるまちづくりを行っていきます。 《問合せ》文化振興課または教育委員会出石分室

## 概要

「伝統的建造物群」は、昭和50年の文化財保護法の改正により、歴史的なまちなみ保存のために加えられた文化財の一種です。

これには、伝統的建造物以外の建物や自然などが伝統的建造物と一体となって歴史的な趣やあじわいを形づくっていることが条件となっています。

保存する地区の範囲は市町村が決定することとされており、出石伝建地区は昨年6月に都市計画決定しました。

国は、伝建地区の中でも、その価値が特に高いものを重要伝建地区に選定します。このたびの国の選定により、出石城下町のまちなみは、重要文化財のように国民的な歴史遺産であることが認められたといえます。

## 経過

旧出石町では、昭和62年に城下町の一定区域を「景観形成地区」とする指定を兵庫県から受けるとともに、建物を建築する際の基準とする「出石城下町地区景観ガイドライン」を策定し、歴史的なまちなみを活かしたまちづくりを進めてきました。

しかし、このガイドラインには強制力がないことから、基準を満たさない建物が増加し、地域住民の共有財産である歴史的なまちなみの維持が難しくなってきました。

そこで、市は昨年12月、「豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例」(保存条例)を制定し、全国の景観先進地が取り組んで成功している伝建地区保存制度を利用して、城下町の歴史的なまちなみを保存整備することにしました。



伝統的建造物が残るまちなみ



多くの観光客でにぎわう中心部



所々に残る伝統的な格子



江戸時代から残る酒蔵

### 出石伝建地区の 所在地・面積

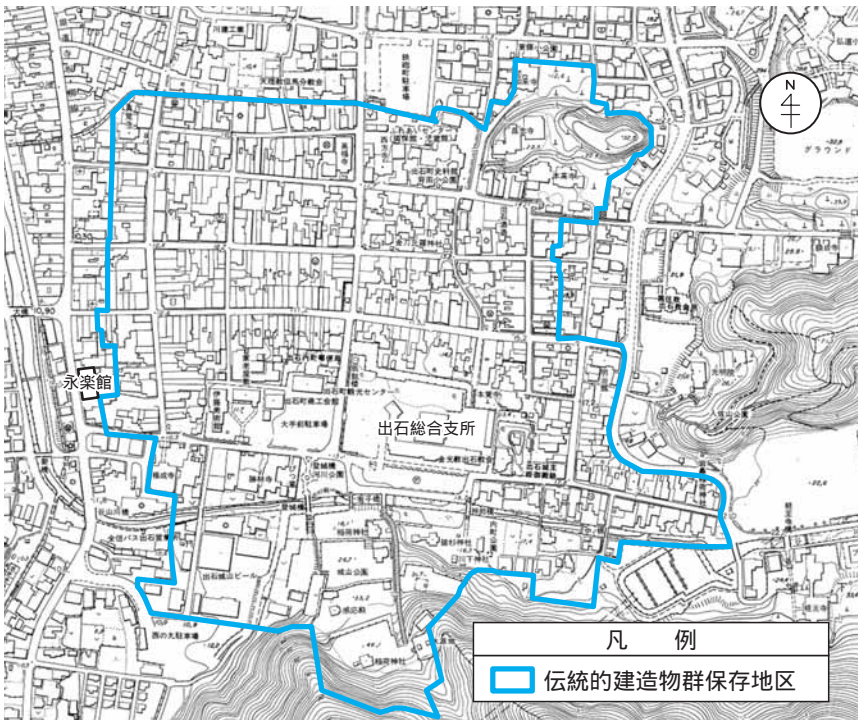
主に、出石町材木、魚屋、内町、八木、本町、宵田、田結庄の各地区で、近世の出石城跡および城下町の町人地の大部分と旧武家地の一部を含む地域です。面積は、南北約600メートル、東西約620メートルの約23ヘクタール。

### 出石伝建地区の 伝統的建造物群

伝統的建造物群を構成する伝統的建造物などは、所有者の同意のもと、出石伝建地区保存計画で特定します。現在、建築物238件、工作物(塀など)23件、環境物件(樹木など)11件を特定し、保存を図っていきます。

### 伝建地区保存制度の 概要

まちなみ規制  
歴史的なまちなみを保存整備するため、出石伝建地区内で建物の増改築・改装・取り壊しなどを行う際には、保存条例により事前に市の許可が必要です。デザイン、色彩な



どの外観がまちなみに調和することが許可の条件です。  
保存事業費補助金  
伝統的建造物を保存するためにを行う修理工事や、伝統的建造物以外の建築物で歴史的なまちなみに調和させるために行う工事(新築・増改築・改装など)による修景工事)の経費の一部を下表のとおり補

#### 保存事業費補助金

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	外観(構造材含む)の修理経費	経費の80%	800万円
その他の建築物の修景	外観(構造材含む)の修景経費	経費の60%	600万円

修理基準・修景基準を満たす必要があります。文化財整備としての優先度(老朽化の度合い、面的な整備計画など)を考慮するとともに、保存審議会などの意見を聴いて、予算の範囲内で補助金を交付します。国の指導により、伝統的建造物の修理を優先します。

助し、まちなみの保存整備を図ります。  
同表以外にも塀・石垣や特定の樹木などに対して補助金を交付する制度があります。

固定資産税の減額  
現状変更の規制に伴う措置として、伝統的建造物の敷地にかかる固定資産税の2分の1を、それ以外の土地にかかる同税の5分の1を、それぞれ申請により減額します。また、伝統的建造物の建物にかかる固定資産税は、地方税法により非課税となります。